

弾力的な年金受給開始年齢

老齢年金の受給資格

- 1** 標準の年金支給開始年齢に到達した者には、老齢年金の受給資格がある。
- 2** 標準の年金支給開始年齢とは、男性の場合は65歳、女性の場合は64歳である。

老齢年金受給の繰上げ又は繰下げ

- 3** 弾力的な年金受給年齢の場合、男性も女性も老齢年金の受給を次のように繰上げ、又は繰下げすることができる。すなわち、
 - ・ 1年または2年繰上げする（月単位で繰上げすることはできない）、もしくは
 - ・ 1年から最高5年まで繰下げする。
- 4** 老齢年金給付を繰上げて受給する者は、年金受給期間の全体を通じて、減額された年金を受け取る。一方、年金給付を繰下げて受給する者は、年金受給期間の全体で、増額された年金を受け取る。減額及び増額は、保険数理の原則に基づいて計算される。
- 5** 減額及び増額は、年金と共に、給付期間ごとの賃金および物価の変動に連動する。
- 6** 配偶者を持つ者の場合、一方の配偶者は、他方の配偶者から独立して、自主的に年金の受給を繰上げ、もしくは繰下げすることができる。従って、例えば、妻は年金給付を繰上げて受給し、夫は年金給付を繰下げて受給することができる。

老齢年金の繰上げ受給

7 年金の繰上げ受給は、次のように行うことができる。

年	女 性			男 性		
	生年	繰上げ	減額率	生年	繰上げ	減額率
2011 年～	1948 年以降	1 年	6.8%	1947 年以降	1 年	6.8%
		2 年	13.6%		2 年	13.6%

8 老齢年金の繰上げ受給の場合、その一部である補足年金も繰上げの対象となる。これとは逆に、年金の繰上げ受給期間中は、児童年金は支給されない。老齢年金の繰上げ受給により、それまでの障害年金若しくは遺族年金の受給資格は消滅する。

9 繰上げ老齢年金に代えて支給される寡婦年金、寡夫年金、孤児年金は、同額、減額される。

繰上げ受給における減額計算

10 繰上げ受給期間中

初めは、標準の老齢年金の場合と同じ計算原則に基づき、老齢年金の年金額が算出される。そして、年金額は、標準の年金受給年齢に達するまで、繰上げした受給年ごとに6.8%減額される。

11 標準の年金受給年齢に達した後

繰上げ受給制度を活用する者は、標準の年金受給年齢に達してから、初めて受給する者と厳密に同じ待遇を受けねばならない。従って、繰上げ受給期間が終了した後、減らすべき年金額が新たに決定される。減らすべき金額を算出する際に重要なのは、繰上げ受給額の合計、繰上げ期間及びその期間における減額率（6.8%または13.6%、計算例を参照）である。すなわち、減額することにより、標準の受給年齢に達する前に支給された年金が返済される。

年金受給繰上げの申請

12 繰上げは、老齢年金申請書で請求することによって実施される。繰上げ受給を希望する年齢に達する3カ月から4カ月前に年金申請書を提出することが望ましい。

- 13** 申請書は、遅くとも、当該の年齢が終了する月の最後の日までに提出されねばならない。提出がこの日を過ぎて行われた場合、年金の繰上げ受給は、次の誕生日から実施される。遡及して申請することはできない。

繰上げ受給期間中の納付義務

- 14** 年金の繰上げ受給する者は、繰上げ受給期間中も、老齢遺族保険の保険料納付義務がある。繰上げ受給期間中に納付された保険料は、その期間中における年金額計算には考慮されない。

繰上げ受給期間中の非控除

- 15** 在職中の年金受給者の場合、通常、老齢遺族保険の保険料の支払いを免除される控除がある。しかし、年金の繰上げ受給期間中、この控除を受けることができない。

繰上げ受給期間中の補足給付

- 16** 年金の繰上げ受給は、経済的弱者も受けることができるべきものである。従って、一定の条件を満たせば、繰上げ受給期間中においても、補足給付を受給する権利がある。
この件に関する詳しい情報は、リーフレット5.01「老齢遺族保険および障害保険のための補足給付」に記載されている。

老齢年金の繰下げ受給

- 17** 標準の年金受給年齢に到達した者は、年金受給を最低1年から最高5年まで繰下げすることができる。その結果、毎月の老齢年金受給額が増加する。繰下げ期間中、自由な選択により、年金を請求すること、すなわち受給することができる。すなわち、繰下げ期間を事前に確定する必要はない。繰下げは、標準の年金受給資格の発生後、遅くとも1年以内に届け出られねばならない。
- 18** 老齢年金の受給を繰下げすることにより、補足年金と児童年金も繰下げされる。

- 19** 月の増額率は、繰下げ期間の長さによって異なる。この金額は、繰下げされた年金の平均額のパーセントにより算出される。増額率は、パーセント表示で次のように計算される。

繰下げ期間ごとの増額率（パーセント表示）				
年	及び 月			
	0－2	3－5	6－8	9－11
1	5.2	6.6	8.0	9.4
2	10.8	12.3	13.9	15.5
3	17.1	18.8	20.5	22.2
4	24.0	25.8	27.7	29.6
5	31.5			

- 20** 1年間という最低期間の経過後、繰下げ受給を取り消すことができないことに注意する必要がある。従って、この期間に増えた年金額を事後的に受給することもできない。最低期間の経過前に繰下げ受給を取り消した場合、年金の増加分は、年金受給資格の発生時点に遡って、増額もなく、また金利も付かず支払われる。

- 21** 死亡後、増額部分は、寡婦又は寡夫の老齢年金ではなく、遺族年金に加えられる。

繰下げ受給における増額計算

- 22** 繰下げの老齢年金は、年金基本額と繰下げによる増額部分で構成される。スイスフラン建てによる増額部分は、繰下げられた年金の平均値のパーセントに一致する固定額である。従って、増額部分は、実際に繰下げられた毎月の年金額の合計に基づいて算出される。そのようにして算出された増額部分は、年金の請求時点の年金基本額に追加して支払われる。

繰下げ受給の申出

- 23** 繰下げ受給を申請するには、いわゆる繰下げ受給を申し出る必要がある。年金受給資格を持つ者は、老齢年金申請書の中の該当欄にチェックマークを入れねばならない。老齢遺族年金補償基金（AHV）は、この繰下げ受給の届出の受理を確認する。

24 繰下げ受給は、年金の受給資格を得た後、1年以内に申し出られねばならない。もし、この期間を過ぎた後で申請された場合、あるいは、申請書の中の繰下げ受給申出の欄にチェックマークがなかった場合、老齢年金は、一般規定に基づき、増額のない形で決定され、支払われる。

25 年金給付が法的に決定された場合、または、年金受給者が異議を申し立てることなく、年金を受け取った場合には、年金の繰下げをすることはできない。

繰下げする場合における年金給付の請求

26 繰下げ期間の終了後、年金を受給するためには、年金受給資格を持つ者が年金を請求しなければならない。そのために必要な書式は、補償基金及びその支所で入手することができる。繰下げられた年金は、申請の翌月から毎月支給される。ただし、年金受給資格者が、明示的に要求のない限りは、繰下げられた年金は、請求の翌日から支給される。

27 次の場合、年金給付が申請されたものと見なされる。すなわち、

- ・ 生活困窮補償が支払われる場合
- ・ 5年間の最大繰下げ期間が経過した場合
- ・ 受給資格者が死亡した場合

年金受給の繰下げができない場合

28 次の場合、年金受給の繰下げはできない。

- ・ 受給資格者がすでに障害年金を受け取っていた場合
- ・ 老齢年金に生活困窮者補償が入っている場合

パートナーシップ法

29 このリーフレットにおいて、家族内における身分の名称には、次の意味も含まれている。

- ・ 婚姻/結婚：登録パートナーシップ
- ・ 離婚：裁判によるパートナーシップの解消
- ・ 寡婦（夫）：登録パートナーの死

計算例

30 年金の繰上げ受給における減額計算

既婚男性が、2年繰上げで2011年1月から年金を受け取るとする。その者は、繰上げ受給の時点で、2,320スイスフランの老齢年金を受給する資格があるとする。1年後、その者の妻が年金受給年齢に到達するとする。従って、年金は新たに計算され、上限が決められねばならない。2年目になると、年金の上限額である1,740スイスフランを繰上げ受給する。標準の年金受給年齢に到達した後は、減額部分は、次のように計算される。

2,320 スイスフランについて 1 年間繰上げ

1,740スイスフラン（上限年金）について1年間繰上げ

減額部分 $= [(2,320 \times 12) + (1,740 \times 12)] \times 13.6 \% \div 24 = 276$ スイスフラン

この減額部分が、上限年金額から差し引かれる。すなわち、1,464スイスフラン（1,740スイスフラン－276スイスフラン）が支給される。

年金の繰下げ受給における増額計算

既婚女性が2008年1月から3年間、年金受給を繰下げしたとする。繰下げの時点で、この者は、最大の老齢年金を受給する資格を保有しているとする。2年後、その者の夫が年金受給年齢に到達するとする。この場合、年金は新たに計算され、上限が決められねばならない。このため、3年目になると、1,740スイスフランの上限年金が繰下げされる。この例では、3年後に年金の受給が始まるが、その際、繰下げによる増額部分は、次のように計算される。すなわち、

2,210スイスフランについて1年間繰下げ

2,280スイスフランについて1年間繰下げ

1,740フラン（上限年金）について1年間繰下げ

3年間の繰下げ増額率 $= 17.1\%$

$[(2,210 \times 12) + (2,280 \times 12) + (1,740 \times 12)] \times 17.1 \% \div 36 = 355$ スイスフラン

このようにして算出された増額部分は、受給の時点の年金基本額に加えて支給される。すなわち、年金は、2,095スイスフラン（1,740スイスフラン＋355スイスフラン）である。

情報の提供

31 AHVとその支所は、必要な情報を提供する。AHVとその支所の住所は、各電話帳の最後のページまたはサイ

ト<http://www.ahv-iv.info/andere/00150/index.html?lang=de>。にて確認できる。

32 このリーフレットは、概要のみを記述している。詳細については、法律の規定を参照のこと。



このリーフレットの編集は、連邦社会保険庁の協力の下、老齢遺族補償基金及び障害保険局の広報部が行った。

2010年12月版の抜粋を掲載・転載することは、出典を明らかにすることを条件に認められている。

このリーフレットは、老齢遺族年金補償基金とその支所のほか、障害保険局でも入手することができる。注文番号は3.04/dである。また、www.ahv-iv.info のサイトにアクセスすることにより、インターネットによっても入手できる。